

【総合事業】【混合介護】【保険外サービス】 デイサービスの新たなビジネスチャンス

近い将来、要介護1・2も総合事業への移行が予測され、現段階より受け皿とし準備（運営）を行う事が新たな利用者獲得へつながります。

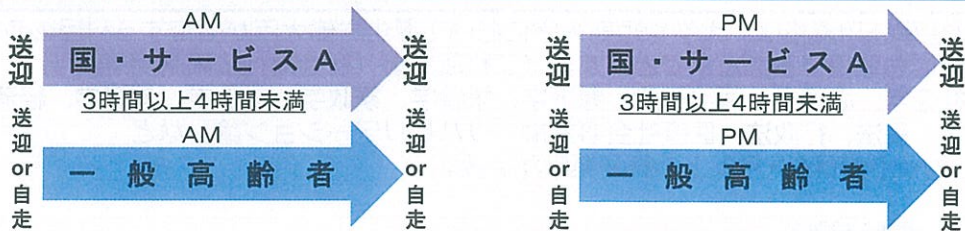
更に、「介護認定者」と「一般高齢者」を一体的にサービス提供する「混合介護」や今ある設備、人員を活用し施設独自のサービスを実施する「介護保険外サービス」
厳しい状況にあるデイサービス事業を生き抜くための新しい戦略事業です。

総合事業のみ



- サービス内容：通所型サービスAのみ実施
- 対象者：要支援1・2及び事業対象者
- メリット：人員・設備・運営基準の緩和により、必要最小の職員で運営を行える
- デメリット：単価報酬減、要介護者を受け入れ不可
- その他：サービス提供時間の詳細などは、各市区町村によって異なるので要確認

混合介護



- サービス内容：総合事業（国基準+サービスA）+ 一般高齢者
- 対象者：要支援1・2及び事業対象者、一般高齢者
- メリット：定員が埋まってない場合、一般高齢者の受け入れができる
夫：支援1 妻：介護認定無し 夫が利用時に妻も利用（夫婦での利用例）
- デメリット：利用定員に空きがない場合は受け入れができない（定員に含まれる）
市区町村によって混合が認められない場合もある

保険外サービス



- サービス内容：AMは介護事業所、PMは保険外サービスとして運営
- 対象者：要支援1・2及び事業対象者、一般高齢者
- メリット：将来的は利用者の囲い込みが行える
- デメリット：駐車場の確保（自走の場合）
- その他：料金体系を自由に設定（例）2時間利用で500円、月額5,000円等